1. 修復作業等について

- (1) 破損作品の修復は、故宮の修復チームが担当する。
- (2) 修復方法は日本の伝統的な「金継ぎ(金繕い)」方法を採用し、自然に割れたことを説明できるよう割れた痕跡を留める。
- (3) 修復前に、まず故宮において破損作品の科学分析を実施し、作品の科学的特性 などを明らかにし、分析データは双方の共同研究の成果とする。科学分析後、故宮は詳細な 修復計画と修復材料の資料を準備し、東洋陶磁美術館の同意を経て修復作業にとりかかる。
- (4) 修復作業及び科学分析の円滑な実施のため、破損作品は故宮北部院区(台北)に輸送し、修 復作業の期間に東洋陶磁美術館の担当者を招聘し、修復に関する助言や相談を行うとともに、 修復過程については故宮がすべて記録する。
- (5) 修復が完成した後、修復前の科学分析と修復過程も含めた修復の成果について、東洋陶磁美術館と故宮が共同で発表する。

2. 相互協力に関する覚書について

- (1) 双方は互いに相手方の専門人員を研究および講座開催のために招聘することができる。この 場合の交通費と滞在費は招聘側が負担するものとする。
- (2) 双方の専門人員は、相手方施設への訪問と相手方施設での研究を申し込むこともでき、受け 入れ側は当該研究人員の宿泊の手配に極力協力するとともに、研究において便宜を提供する ものとする。この場合の交通費と滞在費はすべて申請した側が負担するものとする。
- (3) 双方は研究討論会、展覧会、出版を共同で行うことができる。
- (4) 双方は各自が企画する展覧において、互いに文物の借り受けを申し込むことができ、文物の 種類と数量については双方が協議して決めるものとする。この場合、文物の貸出は無償で行 うこととするが、その他発生する費用については借受側が負担するものとする。
- (5) 双方は出版物及び関連学術資料の交換について協議することができる。
- (6) 前述の共同研究、展覧会の企画により得た成果の運用、及びその他形式による協力の条件について、双方は互恵の精神に基づき、個別に協議するものとする。